

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

2025 年 6 月 11 日

京都市長 宛

提出者

住 所 京都市伏見区下鳥羽葭田町101番地

氏 名 宝酒造株式会社伏見工場
工場長 岡 博和

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 075-623-2222

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	宝酒造株式会社 伏見工場
事業場の所在地	京都市伏見区下鳥羽葭田町101番地
計画期間	2025年(令和7年)4月1日～2026年(令和8年)3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	10 飲料・タバコ・飼料製造業 - 1023 清酒製造業
② 事業の規模	100,000Klの詰口数量（約6007㍻）
③ 従業員数	294名（6月1日現在）
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	<ul style="list-style-type: none">・汚泥 中間処理→焼却、もしくは堆肥化→埋立もしくは再資源化・廃プラスチック 固形化→再資源化・動植物性残さ 焼却→埋立もしくは再資源化・ガラスくず 破碎→埋立・木くず 破碎→再資源化

（日本工業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

総責任者：環境管理責任者
廃棄物統括管理責任者：産業廃棄物処理責任者
廃棄物管理責任者：各部署ごとに配置
保管管理責任者：廃棄物の種類ごとに配置
処理管理責任者：廃棄物の種類ごとに配置
マニフェスト管理責任者：電子マニフェスト操作担当者

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（2024年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	別紙集計用シートのとおり
	排出量	t t
	(これまでに実施した取組) ・分別を徹底し、有価物として引き取ってもらう ・工程見直しによる廃棄物の減量化 ・営業施策で返品、廃棄ロスを減少させる ・排水余剰汚泥の減容化	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	別紙集計用シートのとおり
	排出量	t t
	(今後実施する予定の取組) ・継続して排水余剰汚泥の減容化 ・分別の徹底、廃棄物ではなく有価物として引き取ってもらう	

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・汚泥（排水処理場とコンテナ）・廃プラスチック（ホッパーに保管） ・ガラスくず、木くず、動植物性残渣（ドラム缶に保管）
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・従業員の廃棄物分別の啓蒙活動 ・飲料ベンダーによる分別啓蒙活動と飲用後の空き缶の回収

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（2024年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	別紙集計用シートのとおり t	t
	(これまでに実施した取組)		
当事業場では実施していません。			
②計画	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	別紙集計用シートのとおり t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（2024年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	別紙集計用シートのとおり t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
・排水汚泥排出時、脱水効率を上げて減量化に取り組む			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	別紙集計用シートのとおり t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			
・引き続き脱水効率向上による減量			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（2024年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	別紙集計用シートのとおり t t
	(これまでに実施した取組)	
当事業場では実施していません。		
②計画	産業廃棄物の種類	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	別紙集計用シートのとおり t t
	(今後実施する予定の取組)	

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（2024年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	
	全処理委託量	別紙集計用シートのとおり t t
	優良認定処理業者への処理委託量	t t
	再生利用業者への処理委託量	t t
	認定熱回収業者への処理委託量	t t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t t
	(これまでに実施した取組)	
・委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による契約を実施している。 ・再資源化率の高い事業者を選定している。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
		別紙集計用シートのとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
(今後実施する予定の取組)			
<ul style="list-style-type: none">・可能な限り優良認定事業場から選定する。・委託処理業者の定期的な現地確認、会社訪問			
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物処理計画書の〔集計用シート〕

- ・下表にない種類の産業廃棄物については、「産業廃棄物の種類」欄に、品目名を記載してください。
- ・行が不足すれば、適宜追加してください。

産業廃棄物の種類	① 排出量(t)		② 自ら直接再生利用した量(t)		③ 自己直接埋立処分又は海洋投入処分した量(t)		④ 自ら中間処理した量(t)		⑤ ④のうち熱回収を行った量(t)		⑥ 自ら中間処理した後の残量(t)		⑦ 自ら中間処理により減量した量(t)		⑧ 自ら中間処理した後再生利用した量(t)		⑨ 自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分した量(t)		⑩ 直接及び自ら自己処理した後の処理委託量(t)		委託先による区分 (⑩=①-②-③-④+⑥-⑧-⑨=⑩+⑪+⑫+⑬+⑭)										⑫+⑬自ら再生利用を行った量(t)		⑭+⑮自ら埋立処分又は海洋投入処分した量(t)					
	法で定められている種類(シュレフター・ダストなど、一体不処分のものについては、空欄行に記載してください。)		当該事業場において生じた産業廃棄物の種類ごとの量		①の量のうち、中間処理をせず埋立処分又は海洋投入処分した量		①の量のうち、自ら中間処理した産業廃棄物の当該中間処理前の量		④の量のうち熱回収を行った量		自ら中間処理を行った後の量		④の量から⑦の量を差し引いた量		⑧の量のうち、自ら利用又は他人に売却した量		⑨の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量		中間処理及び最終処分を委託した量		⑩の量のうち、処理業者への再生利用委託量(⑩、⑫を除く)		⑪の量のうち、認定熱回収施設設置者である処理業者への焼却処理委託量		⑫の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量		⑬の量のうち、委託して焼却等の中間処理した量(⑬、⑭を除く)		⑮の量のうち、直接委託して埋立て最終処分した量		⑯の量のうち、優良認定処理業者への委託処理量		⑰の量と⑱の量を合計したものと(自動計算)		⑲の量と⑳の量を合計したものと(自動計算)			
	前年度実績	今年度目標	前年度実績	今年度目標	前年度実績	今年度目標	前年度実績	今年度目標	前年度実績	今年度目標	前年度実績	今年度目標	前年度実績	今年度目標	前年度実績	今年度目標	前年度実績	今年度目標	前年度実績	今年度目標	前年度実績	今年度目標	前年度実績	今年度目標	前年度実績	今年度目標	前年度実績	今年度目標	前年度実績	今年度目標	前年度実績	今年度目標	前年度実績	今年度目標	前年度実績	今年度目標		
燃え殻												0	0					0	0															0	0	0	0	
汚泥	4,928.531	4,829.96					4,868.93	4,771.551			730.34	715.733	4,138.59	4,055.818					789.941	774.142	789.941	774.142									789.941	774.142	0	0	0	0		
廃油	0.154	0.151																	0.154	0.151	0.154	0.151											0.154	0.151	0	0	0	0
炭酸																			0	0														0	0	0	0	
廃アルカリ																			0	0														0	0	0	0	
廃プラスチック類	69.635	68.242																	69.635	68.242	69.635	68.242									69.635	68.242	0	0	0	0		
ゴムくず																			0	0														0	0	0	0	
金属くず	0.25	0.245																	0.25	0.245	0.25	0.245										0.25	0.245	0	0	0	0	
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	0.58	0.568																	0.58	0.57							0.58	0.568	0.58	0.568	0.58	0.568	0	0	0	0		
鋳さい																			0	0														0	0	0	0	
がれき類																			0	0														0	0	0	0	
ばいじん																			0	0														0	0	0	0	
紙くず																			0	0														0	0	0	0	
木くず	2.04	1.999																	2.04	2	2.04	1.999										2.04	1.999	0	0	0	0	
繊維くず																			0	0														0	0	0	0	
動植物性残渣	18.4	18.032																	18.4	18	18.4	18.032										18.4	18.032	0	0	0	0	
動物系固形不要物																			0	0														0	0	0	0	
石綿含有産業廃棄物																			0	0														0	0	0	0	
廃石膏ボード																			0	0														0	0	0	0	
混合廃棄物(安定型)																			0	0														0	0	0	0	
混合廃棄物(管理型)																			0	0														0	0	0	0	
																			0	0															0	0	0	0
																			0	0															0	0	0	0
合計	5,019.59	4,919.198	0	0	0	0	4,868.93	4,771.551	0	0	730.34	715.733	4,138.59	4,055.818	0	0	0	0	881.0	863.38	880.42	862.812	0	0	0	0	0	0	0.58	0.568	881.0	863.38	0	0	0	0		

(注1)トン未満は原則として四捨五入、ただし、数字が有効であれば小数点以下3桁まで記載は可。